

岡崎市に対するサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る  
市区町村意見聴取申請書について

サービス付き高齢者向け住宅整備事業については、地元市区町村に意見聴取を行い、地元市区町村のまちづくりに支障を及ぼさないと認められるものであることが事業の要件として定められており、本市で当該事業を実施する際には、市区町村意見聴取申請書を本市に提出し、本市の意見聴取を行う必要があります。

その申請については、以下のとおり本市と協議し、申請をしてください。

1 協議

「岡崎市サービス付き高齢者向け住宅登録の流れ：登録の申請」の段階で本市と協議してください。

その際、「4 意見を述べる際の観点」を踏まえた協議をお願いします。また、医療機関及び介護サービスを実施する事業所並びに地域との連携体制、方法等については、関係者と協議を行った上で市と協議してください。

2 登録の申請

「岡崎市サービス付き高齢者向け住宅登録の流れ：登録の申請」と同時にサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村意見聴取申請に係る書類一式を提出してください。なお、申請書類については、「3 申請書類」をご確認ください。

3 申請書類

書類名	備考
サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村意見聴取申請書	様式第1号 ※参考様式のため、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局の様式の対応も可。
公共交通機関へのアクセス等の立地及びまちづくりとの整合がわかる位置図又は付近見取図	サービス付き高齢者向住宅と鉄道駅、バス停の相互の位置、距離やサービス付き高齢者向け住宅の用途地域、土砂災害警戒区域等に立地していないかがわかるよう記載してください。
医療機関及び介護事業所並びに地域との連携体制、方法等を記載した書類	登録申請書に記載する高齢者居宅生活支援事業以外の施設、地域との連携、協力についても可能な範囲で記載してください。
サービス付き高齢者向住宅と連携する医療機関や介護事業所の相互の位置がわかる図面	上記の医療機関及び介護事業所並びに地域との連携体制を踏まえて作成してください。
医療機関や介護事業所との連携に係る協定書等	協定書、覚書等を添付してください。
その他公共交通機関へのアクセス等の立地、医療・介護サービスとの連携について市長が必要と認める書類	事前協議等を通して必要と認めた書類を添付してください。

#### 4 意見を述べる際の観点

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取手続きについて、岡崎市が意見を述べる際の観点は、以下のとおりです。

##### (1) 公共交通機関へのアクセス等の立地

高齢者が公共交通機関を利用しやすい立地であるかどうか。

＜公共交通機関を利用しやすい立地の基本的な考え方＞

- ・最寄りの鉄道駅まで750m 圏内
- ・最寄りのバス停まで300m 圏内

##### (2) 医療・介護サービスの連携体制等

入居者の求めに応じて医療・介護サービスが提供されるかどうか。また、地域で介護等を担う人材の需給状況は適正かどうか。

＜入居者の求めに応じて医療・介護サービスが提供される体制の基本的な考え方＞

- ・併設された医療機関・介護事業所により医療・介護サービスが提供される。
- ・協定の締結等を通じて医療機関・介護事業所より医療・介護サービスが提供される。
- ・入居者が必要とするサービスを提供できる医療・介護サービス事業所が地域に存在する。
- ・入居者へ近隣の医療・介護サービス事業所について広く情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されている。

##### (3) 立地誘導や防災その他まちづくりとの整合

本市の立地誘導や防災その他まちづくりと整合した立地であり、高齢者に望ましい立地であるかどうか。

＜立地誘導や防災その他まちづくりと整合した立地であり、高齢者に望ましい立地の基本的な考え方＞

- ・市街化区域に立地する計画である。
- ・土砂災害警戒区域等に立地しない計画である。
- ・災害時等における応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、あらかじめ協議に応じる。
- ・発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、本市と協議の上、要配慮者（原則としてサービス付き高齢者向け住宅の入居資格を有する者）を受け入れる。